



# 島根県報

平成16年12月28日 (金)  
号外第 133 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(水 産 課)	1
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	( " )	1
島根県漁業災害復旧資金利子補給金交付要綱の一部改正	( " )	2

## 告 示

### 島根県告示第1,288号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱(平成13年島根県告示第268号)の一部を次のように改正する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中

年1.8%以内
年1.8%以内
年1.8%以内
年1.8%以内
年1.8%以内
年1.8%以内
年1.8%以内
年1.8%以内

を

年1.7%以内
年1.7%以内
年1.7%以内
年1.7%以内
年1.7%以内
年1.7%以内
年1.7%以内
年1.7%以内

に改める。

### 附 則

- この告示は、平成16年12月28日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成16年11月18日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

### 島根県告示第1,289号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱(平成13年島根県告示第269号)の一部を次のように改正する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

第5条第2号中「1.8パーセント」を「1.7パーセント」に改める。

### 附 則

- この告示は、平成16年12月28日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成16年11月18日以後に貸し

付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第1,290号

島根県漁業災害復旧資金利子補給金交付要綱（平成16年島根県告示第990号）の一部を次のように改正する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条中「1.00パーセント」を「0.90パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年12月28日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業災害復旧資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年11月18日以後に貸し付けられた島根県漁業災害復旧資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業災害復旧資金については、なお従前の例による。